

承認第 4 号

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：税務課】

令和 6 年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が令和 6 年 3 月 3 0 日に公布されたこと等に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から施行される内容等に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

（1）個人町民税

① 定額減税（特別税額控除）の実施

前年の合計所得額が 1, 8 0 5 万円以下の個人町民税所得割の納税義務者を対象に、本人、配偶者を含む扶養親族 1 人につき、1 万円（県民税分を含む）を減税する。

【付則第 7 条の 5 から付則第 7 条の 8 の改正規定】

（2）固定資産税

① 土地に係る負担調整措置の継続等

現行の負担調整措置について、令和 8 年度まで 3 年間延長する。

【付則第 1 2 条、付則第 1 3 条の改正規定】

② 据置年度における価格の下落修正の特例措置の継続

簡易な方法により土地に係る価格の下落修正ができる特例措置を継続し、令和 7 年度及び令和 8 年度について適用する。

【付則第 1 1 条の 2 の改正規定】

（3）その他法令の改正による条文整理等所要の改正

2. 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。